

九州地方整備局発注業務不正事案に関する 再発防止対策の実施状況

令和5年1月
国土交通省港湾局

概要

令和3年8月22日、九州地方整備局下関港湾空港技術調査事務所係長が、関門航路事務所係長在職中の令和2年11月から令和3年2月にかけて、同事務所が保有する船舶に搭載されたクレーン修理業務の発注を巡り、職務に反して、特定の事業者が受注できるよう便宜を図った見返りに数十万円相当の電化製品を受け取ったとして、刑法違反(収賄罪)の容疑で逮捕。令和3年9月10日、加重収賄罪で起訴。令和3年12月16日に有罪判決。

クレーン修理業務は少額随意契約(予定価格100万円以下)で3件に分け、契約額を約100万円水増しして発注し、特定の事業者が計約227万円で受注。

主な再発防止策

・内部統制機能の強化

国土交通省会計事務取扱規則及び地方整備局(港湾空港)会計事務取扱細則を改正し、分任支出負担行為担当官の代行機関を品質管理課長から副所長に格上げ等。

・海洋環境整備船等の修理等業務の契約手続きを標準化

直轄保有船の修理等業務の契約手続きを標準化することにより、当該業務の技術的専門性や特殊性に起因する属人化を防ぎ、もって当該不正事案の再発防止を図るため、地方整備局の支出負担行為担当官(分任支出負担行為担当官を含む。)及びその補助者を含めた予算執行職員が留意すべき事項を取りまとめた「港湾における直轄保有船の修理等業務に関するガイドライン」を作成。

昨年の公正入札調査会議後の主な対応状況

損害金の回収

損害額：869,214円

損害額は少額随意契約で3件に分けられた案件の国費支出額合計と当該案件について現実に実施された業務内容から査定した適正な価格を算出し、その差額。

連帯債務として元職員及び事業者双方に請求を行い、令和4年4月5日（火）に事業者が損害額を納付。

九州地方整備局における取組み

・ コンプライアンス推進計画の取組み及びコンプライアンス講習会等の見直し

令和4年2月、令和3年12月にe-ラーニング等により実施した国家公務員倫理法、発注者綱紀保持規程等に関するセルフチェックの結果（九州地方整備局全体・事務所毎）について事務所単位でフィードバックを行い、各事務所のコンプラミーティング等において正答率の低い項目をテーマとして取り上げたり、未受講・未実施者に対する所内研修の実施や自主学習を促したりする等に活用するよう徹底。また、令和4年12月にも同様に実施しており、上記と同様にセルフチェックの結果について、今後、フィードバックを予定。

令和4年2月、「九州地方整備局コンプライアンス推進計画」について本事案を踏まえ再発防止策を反映させ、令和4年4月、コンプライアンス推進担当者を通じて全職員に周知。

令和4年4月、九州地方整備局本局及び各事務所の業務・契約担当者会議を開催（WEB形式）。発注者綱紀保持、倫理等コンプライアンス順守、契約手続きにおける役割分担を徹底。

令和4年度研修計画策定にあたり、各種研修にコンプライアンス講習会等を追加し、九州地方整備局主催の各種階層別研修において、随時、同計画に基づく取組の周知を実施。令和5年度も実施予定。

・ 監査（少額随意契約）

令和4年度「一般監査実施計画」策定にあたり、「発注業務にかかる不正事案再発防止の取組～少額随意契約の適正な手続きの徹底～」を重点項目に設定、監査対象期間全ての少額随意契約一覧から、意図的な分割等がないか、見積依頼先に偏りがいないか、業務担当課と契約担当課及び監督と検査の役割分担は適切か、などの視点で重点的に実施。令和5年度以降も実施予定。

・ その他

本不正事案により、職員が逮捕された日から1年が経過した令和4年8月22日、九州地方整備局において「コンプライアンスを考える日」～職員不正事案を風化させないために～と題して以下の取り組みを実施。

- ①職員逮捕から1年を迎えたこの日をあらためてコンプライアンス意識の高揚と職責の重さを自覚する機会とすること、引き続き高い倫理観と強い使命感を持って職務に取り組むこと、誰もが気軽に相談できる風通しの良い職場づくりが重要である旨の副局長メッセージを全職員にメール送付（逮捕当時の記事URL貼り付け）
- ②各職場において、本不正事案をテーマとしたコンプライアンスミーティングを実施（～9月末）。

港湾局における取り組み

・ 注意喚起

各種会議の場において、本件を風化させないため、マニュアルの存在等について注意喚起等を実施。

・ 監査（少額随意契約）

各地方整備局は四半期毎に少額随意契約の実績を取りまとめ、港湾局へ報告。港湾局は必要に応じて監査することとしていることから、令和4年度においては東北地方整備局及び九州地方整備局で監査を実施。